

貸室賃貸借契約書

賃貸人

と賃借人

との間に、次のとおり貸室賃貸借契約を締結します。

第1条 賃貸人はその所有する次に表示の貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

貸室の所在場所 東京都練馬区旭丘一丁目一ノ六 グランコート旭丘401

住宅 鉄筋 造 葺 建 地上 4 階

401 室 置

第2条 賃貸借の期間は 2022 年 4 月 5 日から
2024 年 4 月 4 日までの 2 年間とします。

第3条 賃料は1か月金 53,500 円とし、賃借人は毎月 28 日までに 1 か月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の貸室料金との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができないものとします。

1 か月未満の賃料は日割計算とします。

第4条 賃貸人は敷金として金 53,500 円也を賃借人から申し受けるものとします。

第5条 賃借人は、貸室を 住居 の目的で使用し、他の用途に使用してはなりません。

第6条 賃借人は、賃借権を譲渡し、もしくは本件貸室を転貸し（同居、共同使用等事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含む）、また賃貸人の承諾なしに造作、改造、模様替え等をしてはなりません。

第7条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとします。

1. 2 か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。

2. 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められたとき。

3. その他本契約に違反したとき。

第8条 賃借人は、貸室内において危険、不潔、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。

第9条 賃借人（その家族を含む）の責に帰すべき事由によって貸室を破損したときは、賃

- 借人は、すみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。
- 第10条 電気、ガス、水道等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を賃貸人の定めた方法で賃貸人に支払うものとします。
- 第11条 賃借人は賃貸人に対して1か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができます。ただし、賃借人は予告に代え1か月分の賃料相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができます。
- 第12条 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第9条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。
- 第13条 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から貸室の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第9条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。
- 第14条 賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、賃貸人に対し、移転料その他これに類する金銭上の請求をしないものとします。
- 第15条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃貸人に対する賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。
- 第16条 この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。
- 第17条 (特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書
2通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所持します。

2022年 4月 2日

賃貸人 現住所

氏 名

賃借人 現住所

氏 名

連帯保証人 現住所

氏 名

(印)

複製禁止

日本法令 契約 3-2 54 D改(1)